

令和2年(2020年) 年間議事予定

令和元年12月19日現在

日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1	水 (元日)	土	日	水	金	月 特別委(活動計画)	水	土	火 県外調査	木	日	火	1
2	木	日	月 一般質問	木	土	火	木	日	水 県外調査	金 一般質問	月 (委員会予備日)	水 一般質問	2
3	金	月 代表者会議	火 追加議案上程	金	日 (憲法記念日)	水 議案上程	金	月	木 県外調査	土	火 (文化の日)	木	3
4	土	火	水	土	月 (みどりの日)	木	土	火	金 代表者会議	日	水	金 一般質問	4
5	日	水	木 一般質問・質疑	日	火 (こどもの日)	金	日	水 県内調査	土	月 予決(企業会計) (予決総括質疑)	木	土	5
6	月	木	金 予決(予算総括質疑)	月	水 (振替休日)	土	月	木 県内調査	日	火 金協(経営方針・予算方針)	金 代表者会議	日	6
7	火	金	土	火	木	日	火 県内調査(教育)	金 県内調査	月	水 常任委・分科会	土	月 予決(当初予算要求状況)	7
8	水	土	日	水	金 代表者会議・議運	月 議案質疑	水 県内調査(教育)	土	火	木 常任委・分科会	日	火 予決(当初総括的質疑) (予決総括質疑)	8
9	木	日	月 職歴・環境・医子 常任委・分科会	木	土	火	木	日	水	金 常任委・分科会	月	水 常任委・分科会	9
10	金	月 議運	火 総地・防県・教育 常任委・分科会	金	日	水 一般質問	金	月 (山の日)	木 議運	土	火	木 常任委・分科会	10
11	土	火 (建國記念の日)	水 職歴・環境・医子 常任委・分科会	土	月	木	土	火	金	日	水	金 常任委・分科会	11
12	日	水 全協(当初予算)	木 総地・防県・教育 常任委・分科会	日	火 代表者会議(役選)	金 一般質問	日	水	土	月 常任委・分科会	木	土	12
13	月 (成人の日)	木	金 (常任委員会予備日)	月	水 代表者会議(役選)	土	月 予決(成果レポート)	木	日	火 (常任委員会予備日)	金 予決(採決) 議運	日	13
14	火	金	土	火	木 代表者会議(役選)	日	火	金	月	水 (委員会等予備日)	土	月 常任委・分科会	14
15	水 開会	土	日	水	金 役員改選	月	水	土	火	木 代表質問 予決(採決)	日	火 (常任委員会予備日)	15
16	木	日	月 (委員会等予備日)	木	土	火 一般質問	木	日	水	金 代表者会議・議運	月	水 (委員会等予備日)	16
17	金	月 議案上程・聴取会	火 予決(採決)	金	日	水 (予決総括質疑)	金	月 みえ高校生県議会	木 議案上程	土	火	木 予決(採決)	17
18	土	火 議案聴取会	水 代表者会議・議運	土	月	木 常任委・分科会	土	火	金	日	水	金 代表者会議・議運	18
19	日	水	木 採決	日	火	金 常任委・分科会	日	水	土	月 採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	木	土	19
20	月	木	金 (春分の日)	月	水 代表者会議	土	月 県内調査	木	日	火	金 採決・議案上程	日	20
21	火	金	土	火	木	日	火 県内調査	金	月 (敬老の日)	水	土	月 開会(採決)	21
22	水	土	日	水	金 常任委(所管説明)	月 常任委・分科会	水 県内調査	土	火 (秋分の日)	木 全協(定期監査結果) 予決(当初予算考案方)	日	火	22
23	木	日 (天皇誕生日)	月	木	土	火 常任委・分科会	木 (海の日)	日	水	金 予決(当初予算考案方)	月 (勤労感謝の日)	水	23
24	金	月 (振替休日)	火	金	日	水 (常任委員会予備日)	金 (スポーツの日)	月	木 議案質疑	土	火	木	24
25	土	火 代表質問 議案質疑	水	土	月 常任委(所管説明)	木 (委員会等予備日)	土	火	金	日	水	金	25
26	日	水	木	日	火 常任委(所管説明)	金 予決(採決)	日	水 県外調査	土	月	木 議案質疑	土	26
27	月	木 一般質問	金	月	水 議運	土	月	木 県外調査	日	火	金	日	27
28	火	金	土	火	木	日	火	金 県外調査	月 一般質問	水 予決(決算総括質疑)	土	月	28
29	水	土	日	水 (昭和の日)	金	月 代表者会議・議運	水	土	火	木 分科会(決算)	日	火	29
30	木		月	木	土	火 採決	木	日	水 一般質問	金 分科会(決算)	月 一般質問	水	30
31	金		火 議案上程・採決	日			金	月		土		木	31

 本会議開催日

 議決休会日

 休日休会日

会期日数(R2年(2020年)) 342日

資料 1

検討会設置一覧表

1 三重県産材利用促進に関する条例検討会

(1) 設置目的

三重県産材の利用の促進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため

(2) 定 数 11人以内

(3) 構成議員 議長が指名する者

(4) 設置期間 当該調査及び検討の終了まで

## 開会日（1月15日）の議事予定

知事あいさつ  
議長あいさつ

開会・開議

諸報告

- ・文書質問書及び回答書の配付について
- ・例月出納検査報告の配付について
- ・説明員の出席要求について

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 検討会設置の件

休会の件

散会

---

大規模地震対応訓練

委員長会議

外国人労働者支援調査特別委員会

## 三重県議会傍聴規則の一部改正について

### 第1 改正の内容

傍聴席で防災用のヘルメットを着用することができるよう、所要の改正を行うものである。

### 第2 施行期日

この規則は、公布の日から施行するものとする。

○三重県議会傍聴規則の一部を改正する規則案新旧対照表

改正案	現行
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメツトの類を着用し、又は携帯している者(議会が管理する防災用のヘルメツトをその用途に応じ、て着用する者を除く。)</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第十条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメツトの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと(議会が管理する防災用のヘルメツトのその用途に応じた着用を除く。)</p> <p>三 六 (略)</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメツトの類を着用し、又は携帯している者</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第十条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメツトの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</p> <p>三 六 (略)</p>

附則

この規則は、公布の日から施行する。